

農林水産省
○経済産業省告示第二号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。
令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志
経済産業大臣 齋藤 健
環境大臣 伊藤信太郎

一 名称 広島協同乳業株式会社
二 住所 広島県山県郡北広島町南方字中山一万二百六の四
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	五〇〇ミリ リットル	三二一 グラム	牛乳用	農林水産省 平成十三年五月経済産業省告示第一号 環境省
ガラス	無色	九〇〇ミリ リットル	四一 グラム	牛乳用	農林水産省 平成十三年五月経済産業省告示第一号 環境省

一 名称 小岩井乳業株式会社
二 住所 東京都中野区中野四丁目十番二号中野セントラルパークサウス
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	九一 グラム	牛乳用	農林水産省 平成十四年一月経済産業省告示第一号 環境省
ガラス	無色	九〇〇ミリ リットル	四〇六 グラム	牛乳用	農林水産省 平成二十七年三月経済産業省告示第一号 環境省

一 名称 ホッピービバレッジ株式会社
二 住所 東京都港区赤坂二丁目十五番十二号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	茶色	二一〇ミリ リットル	二九五 グラム	清涼飲料 用	農林水産省 平成二十四年十一月経済産業省告示第六号 環境省
ガラス	茶色	三六〇ミリ リットル	三二五 グラム	清涼飲料 用	農林水産省 平成二十四年十一月経済産業省告示第六号 環境省

一 名称 協同乳業株式会社
二 住所 東京都中央区日本橋小網町十七番二号
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇ミリ リットル	一五〇 グラム	牛乳用	農林水産省 平成九年八月農林水産省告示第二号 通商産業省

一 名称 バルシステム生活協同組合連合会
二 住所 東京都新宿区大久保二丁目二番六号ラクアス東新宿
三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
紙	灰色	一	五八 グラム	鶏卵用	農林水産省 平成十五年三月経済産業省告示第一号 環境省
紙	灰色	一	三二 グラム	鶏卵用	農林水産省 平成十五年三月経済産業省告示第一号 環境省

ガラス
無色
九〇ミリ リットル
三〇 グラム
食料品用
図のとおり 平成十八年五月 農林水産省 環境産業省 省省省省省 告示第一号